

日の出町監査公表第 1 号

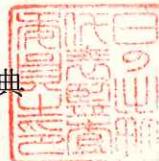
財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 24 日

日の出町代表監査委員

山崎 久典



財政援助団体等監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査

2 監査を実施した監査委員

日の出町監査委員 山崎 久典
日の出町監査委員 濱中 映慈

3 監査の目的

別紙1　日の出町財政援助団体等の監査実施要領による。

4 監査の対象

令和3年度財政援助団体等に対する財政援助に係る出納、その他事務の執行状況について

5 監査の方法

監査対象事業について、令和3年度の補助金等の事業を抽出し、その中から5つの補助金等、2つの指定管理者について、提出された資料に基づき、課長・係長・担当職員等から説明を聴取りし書類審査を実施した。

6 監査の実施日・実施場所

実施日 令和5年2月13日（月）
会 場 日の出町役場 3階 第3会議室

7 監査対象事業

別紙2 財政援助団体等監査対象事業一覧による。

8 監査の結果

監査を実施した対象事業については、所期の目的に沿って概ね適正に執行されているものと認められた。

補助金については、補助金等の交付に関する要綱等に基づき、補助金等の交付申請書・事業計画書・収支予算書・補助事業実績報告書と関係書類を審査した結果、概ね申請内容のとおり事業が実施されていることを確認した。所管課においては、今後も引き続き、補助事業の目的内容が公益性を有し、効果等に繋がるか、常に検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げられるよう努められたい。

また、公の施設については、目的及び公益上の必要性の審査に際して、地方自治法第244条第1項で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であることが規定され、第244条の2第3項により、設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるとされている。

当町では平成18年度より公の施設の指定管理を行っており、指定管理業務の状況の把握と指定管理者に対する指導監督を適切に行うことにより、概ね適正に執行されていることを確認した。所管課においては、今後も引き続き、管理業務の状況把握と指導監督を十分に行うよう要望する。

町では、持続可能な行財政運営に向け「未来への一歩」とスローガンを掲げ、令和5年度より行政改革に取り組むこととしており、補助金等の交付及び公の施設の運営についても常に検証を行いながら、町民の視点に立ち適正な執行がされるよう要望する。各事業の指摘、質疑、意見等は以下のとおりである。

全般的な事項

今年度についても、過去3か年の事業概要・決算状況等の比較資料が提出されていることにより、監査対象事業の金額及び内容等の増減が明確化されて、各施設及び各団体の経営状況を監査することができた。

今後も、町が指定管理者に指定している団体や補助金等を交付している団体について、その事業が目的に沿って適正かつ効率的、効果的に行われるよう努力願いたい。

補助金等

(1) 自治会活性化・民間防災組織補助金

指摘事項なし

- ・均等割金額の推移について
- ・全体の自治会加入率について
- ・自治会加入に関する課題について

- ・自治会連合会から増額の要望があるか
- ・コロナ禍による補助金使用使途について
- ・各自治会費について

(2) 保育従事職員宿舎借上支援事業補助金

指摘事項なし

- ・現在補助対象が2名だが、枠は何名程度を予定していたか
- ・借上支援事業計算書について、礼金及び更新料について、毎月 15,600 円と計上されているが、内容はどのようなものか
- ・支払先は個人ではなく施設への支払いか
- ・事業者から住居手当が支給されている場合、当補助事業の対象とならないとされているが、補助対象者の雇用契約書の中の諸手当に住居手当 5,000 円となるが、補助対外となるのではないか
- ・年齢の制限はあるのか
- ・原資について
- ・同居人が保育所及び幼稚園などに勤務しており、そちらから同補助金を受給している場合、当町の補助対象外となるのか

(3) 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金

指摘事項なし

- ・原資について
- ・支給月の確認
- ・交付申請額について
- ・保育士等に関する今後の処遇改善の上限について
- ・業務内容についての処遇改善も必要と考える
- ・処遇改善に関し園からの要望があるか
- ・施設の職員数は足りているか

(4) 老人クラブ運営費補助金

指摘事項なし

- ・原資について
- ・老人クラブ脱退について
- ・要綱第3条、老人クラブ活動基準について
- ・老人クラブの現状について
- ・決算書歳出項目の中に「その他の社会活動」とあり、その備考欄に連合会負担金と記載があるが、この連合会負担金とはどのようなものか
- ・連合会負担金は一人当たりいくらか

- ・三吉野永寿会への補助金額について
- ・三吉野永寿会予算書の歳入額と歳出額の差異について
- ・ゆうわ会決算書の繰越金額の誤記載について

(5) 東京都生活応援事業事業費補助金

指摘事項なし

- ・町独自の事業となるのか
- ・2,000万円の補助金変更交付申請について
- ・参加業者数について
- ・みのわ酒店からの提出書類について
- ・福生市などは予算の範囲内としていたが、そうしなかった理由は
- ・お年寄りの利用について

指定管理者

(1) 日の出グリーンプラザ指定管理委託料

指摘事項なし

- ・建物は何年度の建設だったか
- ・今後の修繕予定は
- ・高圧変電設備の改修はどうなったか
- ・施設内の喫茶コーナーとは
- ・施設内の雨漏りについて
- ・施設内の空調について
- ・施設内の音響設備の不具合について
- ・町民の方から何か要望等はあるか
- ・本年度、委託金額の増額等はあるか

(2) 平井ふれあい総合福祉センター指定管理委託料

指摘事項なし

- ・コロナ禍により休館等があったが、使用中止の判断基準は
- ・町外利用者について
- ・現状で修繕の必要箇所はあるか
- ・4カ月休館としたが、委託料に変化はあるのか
- ・館内の入場制限について
- ・施設の責任者は誰か
- ・施設長設置の必要性について
- ・有事等における連絡体制について
- ・担当課として現地へ行くことはあるか

以上